

行政改革推進本部専門調査会（第4回）議事概要

1 日時

平成18年11月17日（金）10:00～11:50

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

（委員（敬称略））

佐々木毅（座長）、清家篤（座長代理）、朝倉敏夫、稲継裕昭、薄井信明、岡部謙治、加藤丈夫、川戸恵子、古賀伸明、田島優子、西尾勝、西村健一郎、松本英昭、丸山建藏

（政府）

佐田玄一郎公務員制度改革担当大臣、下村博文内閣官房副長官、林芳正内閣府副大臣、坂篤郎内閣官房副長官補、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、株丹達也行政改革推進本部事務局次長、戸谷好秀総務省人事・恩給局長、上田紘士総務省自治行政局公務員部長、金子順一厚生労働省政策統括官、出合均人事院事務総局総括審議官

4 議事次第

（1）開会

（2）佐田公務員制度改革担当大臣挨拶

（3）諸外国の国家公務員制度について資料説明

（4）「論点の柱立て」について説明及び意見交換

（5）今後のスケジュールについて説明及び意見交換

（6）閉会

5 議事の経過

冒頭、佐田公務員制度改革担当大臣の挨拶の後、林副大臣より、公務員の身分保障に関し、先月発出された人事院の通知について、次回人事院から説明してもらい、委員から御意見があれば承りたい等の発言があった。これについては、次回、人事院が分限について説明を行い、議論する機会を設けることとされた。

次に人事院より、諸外国の国家公務員制度の概要について資料1に沿って説明が行われた後、各委員から資料の内容等について以下のような質問や意見が

あった。

- ・ 財政民主主義については、国会のコントロールとの関係が重要である。国によってその方法は異なっている。この点についても実態を詳細に把握する必要がある。
- ・ 日本の場合は、一律に政治的行為の制限が公務員に課されているが、労働基本権が認められる職層とそうでない職層に分かれた場合には、後者については政治的行為の制限は緩和できるはずである。各国の政治的行為の制限についても調べてもらいたい。
- ・ 国際比較する場合に、使用者がどのような権能を持っているかは大きく異なっていると思う。労働基本権の問題というアプローチだけでなく、各国がどのような沿革で、今の現状のようになっているかを知ることが重要である。
- ・ ストライキの事例が紹介されているが、ストライキに対する考え方は国によって異なっているのであるから、公務員のストライキだけでなく、その国全体のストライキの状況やストライキに至るプロセスなども説明することが必要ではないか。
- ・ 労働条件だけでなく、労使協議ということで、その労使のパートナーとしてどのようなサービスを行うか、どのように運営するか、といった事例もあると思うので、調べてもらいたい。

続いて、主たる論点の柱立てについて、資料3に沿って座長から説明が行われた後、各委員から以下のような意見があり、これらの意見を踏まえて、次回さらに議論することとされた。

- ・ の「国民主権・財政民主主義の原理と労使関係の在り方」については、国民主権という表現は外した方が良いのではないかと。できることなら、はの「労働基本権を含む労使関係の在り方」に含めて議論する方が良いのではないかと。
- ・ 身分保障は労働基本権の問題と論理的に別の問題と考えているが、これについて議論すべきではないかと。
- ・ 使用者側の立場や役割についてどうあるべきかについては、きちんとした論点として出すべきである。民間であれば、一定の権限を持った労務担当の責任者がいるが、公務員の労使関係を考えた場合に、それに近い役割のある人を作れるか。
- ・ 苦情処理や労使協議については、団体交渉とは別のジャンルとして重要な要素である。
- ・ 公務の範囲をどこまでにするかという話をまずしないと、労使関係の在り方の議論もばらばらになるのではないかと。
- ・ 国と地方で違いがあるところは、議論しやすいような整理の仕方にする必要がある。

- ・ 次回でILO関係などを扱って、全体を一通り見終わることになるので、そこで論点の柱立ての議論をしても良いのではないか。
- ・ 責任の所在をはっきりさせることが労働基本権の問題を考える上で重要である。 については、労使の交渉を縛っている面もあるが、どのような公務員制度を持つかについては、最終的に国民が責任を持つという意味で重要である。

次に、今後のスケジュールとして、座長から、1月と2月に2回程度、委員を3つ程度の小委員会に分けてヒアリングを集中的に実施すること、ヒアリング対象先としては、国・地方公共団体の人事当局や組合は必要であることなどを説明した後、意見交換が行われた。各委員から特にヒアリング対象先について以下のような意見があり、今回はこれらの意見を踏まえて、ヒアリングの具体的な実施に関する案を提示することとされた。

- ・ 次回ILOに関する説明があるようだが、ILO事務局からもヒアリングを実施すべきではないか。
- ・ 国については、全省庁から聞いた方がよいが、重要なのは、何を聞くのかということである。
- ・ 地方自治体からヒアリングするときには、民間委託を積極的に行っている自治体と公務の範囲なので公務員でやろうと考えている自治体と両方から話を聞きたい。
- ・ 地方自治体については、人事委員会の有無によって違うので、都道府県・政令指定都市とその他の市町村それぞれから聞いた方がよい。
- ・ 民間の労使関係、例えば、業務上特殊性を有する電力会社やNTTなど民営化された会社でどのように労使関係が変化してきているかについてヒアリングする価値があるのではないか。

事務局より、前回委員より質問が出された件について、資料4、資料5に沿って説明が行われた。

最後に、座長より、今回は諸外国の地方公務員制度、ILO関係、分限について説明するとともに、論点の柱立てやヒアリングの実施について、今回の議論も踏まえた案を示して、更に議論していくこととされた。

今回は、12月18日に行うこととされた。

以上

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>